令和４年７月２６日

お客様各位

令和４年７月１４日からの大雨による
災害等に対する金融上の措置について

この度の令和４年７月１４日からの大雨により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

当分の間、被害を受けられました皆様に、下記のとおり対応をさせて頂きますので、お知らせいたします。

記

１．預金証書、通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、お支払いについて便宜扱いもいたしますので、ご相談ください。（ご本人を確認できる資料をお持ち下さい。）

２．ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前の払い戻しに対応いたします。
　また、定期預金、定期積金等を担保とするご融資も受付いたします。

３．この度の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、お取立てが出来るようにいたします。

４．この度の災害のため、お支払いが出来ない手形・小切手の不渡処分、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等については、配慮させて頂きます。

５．汚れた紙幣や貨幣のお引換えをいたします。

６．災害による応急資金等が必要な場合はご相談ください。手続きの簡便化、迅速化に努めますほか、ご融資金の返済猶予等が必要な場合についても検討させて頂きますので、ご相談ください。
　なお、令和４年７月１９日付「県内大雨災害に係る相談窓口の設置について」および令和４年７月２２日付「災害復旧ローンのご案内」をご参照下さい。

７．「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、ご利用についても説明させて頂きますので、ご相談ください。

８．罹災証明書が必要な手続きについても、市町村における交付状況等を勘案し、他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出などを考慮いたしますので、ご相談ください。

９．当金庫全店舗ならびに店外ＡＴＭは通常通り営業しております。
　但し、ヨークベニマル古川店のＡＴＭにつきましては、当分の間、ご利用を停止いたします。詳しくは令和４年７月１９日付「ヨークベニマル古川店のＡＴＭ利用停止について」をご参照下さい。

以　上

宮城第一信用金庫